

## リコール問題が、対応次第で企業を根底から揺るがす結果に

ここ数年、「リコール」の対応次第で、企業の業績を根底から揺るがす大きな問題となってきている。ビッグスリーの凋落で世界ナンバーワンになった途端、T社（米国）は、フロアマットがずれてアクセルペダルが戻せなくなる恐れがあるとして米運輸省にリコールを届け出た。対象は少なくとも426万台にのぼるとみられ、T社が米国に進出した1957年以来最大規模のリコールとなり、米運輸省からアクセルペダルの不具合を把握しながら当局への報告を4カ月以上怠った「欠陥隠し」として、1637.5万ドルの制裁金を科せられた。これについて2010年、T社の戦略車種でブレーキの不具合が発覚したが、ここで記者会見を行った品質管理担当従業員の「テストの結果、ブレーキに不具合はない。ユーザーの時間感覚の問題。」と発言したことから、とうとうT社の社長が米国議会公聴会でブレーキの欠陥を認め、謝罪する羽目になったばかりか、社長自らが主要国を謝罪行脚して回る様子は、マスコミで報じられている通りである。でも、まだリコールの連鎖が続いている……。

### 【欠陥車両/製品としての認識の甘さと、リコール隠し自動車メーカーM社の事例】

2002年1月に重機を運ぶ大型トレーラーから走行中にタイヤが外れて転がり、歩いていた主婦にぶつかり死亡、一緒に歩いていた長男と次男も怪我をするという痛ましい事故が起こった。M社では、1992年以降51件の車輪脱落が起こっていたが、M社では一貫してユーザー側の整備不良としてきた。結局2004年になってM社では、関係者7名が道路運送車両違反で逮捕されたことから、やっと製造物責任を認め、リコールを国土交通省に届けた。M社では、ユーザーからのクレームや事故の発生により欠陥がある事を知りながら、「リコール隠し」を続けていたわけで、この結果、M社は2,898億円の損失を出し、グループをあげて経営再建に長い道のりをあゆむ羽目に陥ってしまった。

### 【ガス瞬間湯沸かし器の代表的なメーカーであるP社の事例】

P社の製品で、ファンが正常に作動せず、一酸化炭素（CO）が屋内に流れ込んで、一酸化炭素中毒で都内の大学生が死亡、兄も重症にさせた事故が発生。それに対し、東京地裁は業務上過失致死罪で元社長（求刑禁固2年）ら2人に執行猶予付きの有罪判決を言い渡した。同じような中毒事故は、全国各地で起き、判決によると昭和60年以降、平成13年までに計15人が亡くなっていた。製品そのものの欠陥ではなく、湯沸かし器の修理業者による不正改造から起きた事故だが、元社長らは事故防止の対策を取る義務があったと判断された。

## メーカーは、実効性のある安全対策を

判決でも指摘の通り、生命の危険を伴う製品を提供する企業は、機器それ自体の安全性の向上を図るだけでなく、消費者が安全に使用できるよう配慮することも求められている。メーカートップには状況に応じて厳しい注意義務が課せられるとした判断であり、産業界は「他山の石」として重く受け止めるべきであろう。この事件を契機に、安全点検や重大事故の報告などを義務付ける「消費者生活用製品安全法」が強化された。省庁ごとの縦割りの弊害が指摘された消費者保護を一元的に管理するため、昨年9月には「消費者庁」も創設され、今後とも行政とメーカーが情報を共有し、実効性のある安全対策を講じてゆくことが何よりも重要だ。

## リコールに対する保険は？

製造物の欠陥に起因する第三者の人体・財物への損害賠償に備える「製造物責任賠償保険＝PL保険」は、日本でもPL法の制定以降一般的に普及しているが、「リコール」に対する保険はどのようになっているのでしょうか？食品に絡むリコール保険には国内保険会社も積極的に対応しているが、一般消費財「自動車・電気製品・それらの部品・日用品等」に対するリコール保険となると、どの国内保険会社も引受困難としており、一部の外資系保険会社はその取り扱いを行っている。また、下記の通り引受限度額や引受条件に制限があるところから、自家保有の代替手段として「キャプティブ」を絡ませたリスクソリューションが有効な手立てとして考えられている。

☆対人、対物の発生（もしくはその恐れ）による製品の回収に係る損害を、国内・海外を問わず総合的にカバーするものです。

☆「**自社費用**」担保と「**第三者賠償**」担保の2つの主担保で構成されています。

### 【対象となる製品と引受け限度額例】

- 自動車部品・自動二輪部品・農業用/工作用車両部品。引受限度額：10億円
  - 食品・飲料・化粧品・ペットフード・家庭用医薬品。（売上高50億円程度～）
  - 玩具・電気製品（完成品）・衣料・スポーツ用品・日用雑貨（売上高30億円程度～）
- 引受限度額：25億円

### 【ニュースに関するお問い合わせ先】

銀泉リスクソリューションズ(株) E-mail/ solutions@ginsen-risk.com

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-9-14 TEL03-5226-2301 FAX03-5226-2609